

地域計画

策定年月日	令和6年〇〇月〇〇日
更新年月日	()
目標年度	令和16年
市町村名 (市町村コード)	上郡町 (28481)
地域名 (地域内農業集落名)	上栗原地区 (上栗原)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	14.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	14.1 ha
② 田の面積	13.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考) 区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

現在2名の認定農業者(●●●氏、●●●氏)が地域内の農地保全管理を担っていたが、担い手の高齢化・後継者不足により農地の維持管理が困難な状況であり、今後5年、10年先を見据えた新たな対策と、農地の受け手の確保が早急な課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

前提として、「地域の田畑は地域(集落営農、自治会)で守る」を集落内で共有する。
 現在、地域で起こっている担い手の高齢化・後継者不足により農地の維持管理が困難な状況である。この現状を集落全体の危機感と捉え、自治会員(若手)が中心となり集落営農を設立し、地域の田畑の維持管理に努める。将来的に自治会員(若手)が作業しやすくなるよう環境を整えるために、①水稻を中心とした作付け ②小麦栽培 ③大豆栽培(白・黒) ④飼料用作物などに取り組みます。また野菜・栗・柿・しきみ等の栽培を行い、地元直売所への出荷も検討します。さらに、自然と調和した「蛍が飛ぶ河川」を利用した美味しいお米作りを目指したいと考えます。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・今後の地域農業の中心となる経営体として、将来的には法人化も視野に入れて地域内の農地の維持管理を図る。 ・上栗原営農組合は地域内の水路・農道等農業の基盤となる施設の維持管理を中心に自治会員と共同で行う。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	93 %	将来の目標とする集積率	93 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
今後、自己管理されている農地についても、営農組合に集積を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
営農組合への将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を農地中間管理機構へ貸し付けていく。 営農組合組織が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組
現在、基盤整備は出来ているが、水路の管理(老朽化)、農道の管理(整地等)は環境保全隊と協力し実施します。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
営農組合を設立し担い手として関係行政及びJAと連携を図り、地域の田畑の維持管理に努める。将来的に若手組合員・自治会員(若手)が作業しやすくなるよう環境を整える。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
今後JAとの関わりを強化し、栽培指導・販路拡大に向け連絡を密に運営を行います。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①山際には集落囲みの防護柵を設置している。必要に応じ、新たに団地囲いの防護柵を検討・設置する。
- ⑤遊休農地を活用した水稻・小麦・大豆以外の栽培として、果樹・しきみ等の栽培の取り組みを検討する。
- ⑧将来的に、農業用施設(農機具含む)の導入を検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
認農		水稻	5.8 ha	0 ha		0 ha	0 ha	橙色 A	今後 検討
認農		水稻、麦	4.5 ha	0 ha		0 ha	0 ha	橙色 B	
利			ha	0 ha	水稻・麦	13.1 ha	0 ha	橙色 C	
利		水稻	1.6 ha	0 ha		0 ha	0 ha	水色	
利		水稻	1.2 ha	0 ha		0 ha	0 ha	水色	
利		野菜	0.14 ha	0 ha	野菜	0.14 ha	0 ha	水色	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	6経営体		13.24 ha	0 ha		13.2 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)


農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

10年後の農地管理目標図（船坂 上栗原地区）



色別	色別内容	色別	色別内容	備考
	貸付等農地（A・B・C） （認定・営農・農地バンク含む）		個人耕作農地（地権者管理）	